

ノーサイド

禍害と被害を超えた論理の構築

(25)

中村周平

海外の文献から明らかとなったこと、それは事故のリスクを「分散」する仕組みが構築されているという事実でした。その中でも、二つの国の仕組みに注目することになりました。

一カ国目は、ニュージーランド。世界最強と言われる「オールブラックス」というナショナルチームを有する屈指のラグビー強豪国の一つです。オールブラックスが試合前に行なう「ハカ(ニュージーランドの先住民であるマオリ族が戦いの前に行なう踊り)」は、ラグビーをご存知のない方でもテレビなどで一度は目にしたことがあるのではないのでしょうか。そのニュージーランドでは、ある意味で「国を挙げて」リスクを分散する仕組みを取り入れていました。1972年に成立した「事故補償法」を基に、ニュージーランド国民が国内外で遭った事故(国内であれば、ニュージーランド国民でなくとも対象となります)に対して、国がその損害を補償しています。具体的には、ACC(Accident Compensation Corporation)という事故補償公社が被災者に対しての窓口となり、その対応に当たります。そして、ニュージーランドの取り組みにおいては、二つの大きな特徴があります。

一つは、すべての事故に対して原則的に民事訴訟

による損害賠償請求を禁止していることです。この背景には、次々に起こる事故に対して民事訴訟が対応することで生じる社会的コストや人的な損害(人間関係の崩壊など)よりも、国が主体となり損害を補償する方がより国民にとって利益となるという考え方があります。施行から40年以上経過した現在も、様々な議論を繰り返しながらこの法律は国民の理解を得て採用され続けています。

二つ目の特徴としては、事故を減らすことに関しても「国を挙げて」の姿勢を崩さないということです。すべての事故に対して国が補償する仕組みの代償として、莫大な金銭的成本が必要となります。その金銭的成本は国民が納める税金によって賄われます。そのような仕組みにおいて、事故が頻発する、もしくは年々増加するような事象は国にとって放置できない事実であると考えます。つまり、昨年よりも事故を一件でも減らしていくことが国家命題として課せられているということになります。国民的スポーツであり、時に激しいコンタクトが生じるラグビーは、ニュージーランドにおいて事故の請求件数や金額は他のスポーツよりも多く、国は大学の研究機関などと連携し、事故の調査や分析などから事故の防止策などの検討、啓発活動を積極的に行っています。事実、これまでにその研究結果を基にし

たラグビーの指導法などが数多く発信されてきました。

二か国目はオーストラリアです。ニュージーランドと並び称されるラグビーの強豪国で、「ワラビーズ」というナショナルチームがあります。私も、高校時代にトレーニングの一環でオーストラリアに行った経験があります。日本の公園で子どもたちがキックボールしている場面をよく目にすることがありますが、その感覚でオーストラリアの高校生たちが空き地でラグビーに汗を流していました。

「ラグビーがここまで生活に浸透している・・・」

国が変われば、スポーツに対する捉え方や価値観も変わることを肌で感じることとなりました。そのオーストラリアでは、オーストラリアラグビーフットボール協会(以下、オーストラリアラグビー協会)が「スポーツ事故補償および賠償責任保険」という仕組みを採用しています。これはオーストラリアラグビー協会に登録されている選手、コーチ、レフリー、メディカルスタッフ、ボランティアスタッフまですべての人間が加入している保険です。任意ではなく、全員が加入している理由としては貴協会への年間登録料の中に保険料が含まれているため。事故が起きた際に「加害者・被害者」となってしまった人間が未加入である事態を防ぐだけでなく、当事者同士が事故の究明や損害賠償をめぐる争わないよう弁護士等の代理人同士が話し合い、損害を負った側への補償額を決定します。(日本の交通事故を想像していただくと分かりやすいかもしれません)オーストラリア在住の方にスポーツ事故について現状をお聞きしたところ、日本のように事故の当事者同士で事故対応に当たるのはレアケースだと言われていました。

この二か国で採用されている取り組みは、ただリスクを分散される役割を果たしているだけでなく、スポーツ事故・・・とくに防ぐことが困難である事故において大きなメリットがあることがわかりまし

た。それこそが、私のこれからの研究の目指すべき到達点だと感じたのです。